

鳥取市用瀬町心豊かな少年育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、心の豊かな少年育成と少年活動の振興を図ることを目的に実施される事業に対して交付する鳥取市用瀬町心豊かな少年育成事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 本補助金の交付対象となる事業は、鳥取市用瀬町に居住する住民で構成する団体が、前条の目的を達成するために行う事業とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の事業実施に要した経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 指導者謝金
- (2) 旅費費用
- (3) 消耗品
- (4) 会議費
- (5) 燃料費
- (6) 原材料費
- (7) その他教育委員会が必要と認めたもの。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、補助対象経費の額から寄付金等の本補助金以外の収入金の額に相当する額を控除した額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、教育委員会が別に定める日までに行わなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第12条に定める実績報告は、補助金の交付された年度の翌年度の4月末日までに提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に用瀬町心豊かな少年育成事業補助金交付要綱（平成8年8月12日制定）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされてものとみなす。

附 則（改正日平成18年6月27日）

(施行期日)

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。